

輪島市長

住所(所在地)	〒
氏 名 (会社名及び 代表者職氏名)	⑩
担当者氏名 電話番号	

復興チャレンジ・新規出店応援事業補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、復興チャレンジ・新規出店応援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、この補助金の交付申請に当たり、輪島市が審査に必要な場合は、市税の納付状況等を調査することに同意します。

記

1 補助金交付申請額 円 (1,000 円未満切捨て)

2 添付書類

- (1) 新店舗開設に係る見積書
- (2) 金融機関への融資申込内容がわかる書類
- (3) 金融機関に提出した事業計画等の資料
- (4) 整備する新店舗の図面
- (5) 直近の貸借対照表及び損益計算書(会社の場合に限る。)
- (6) 補助金振込先の通帳の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

[illegible]

交付申請書 別紙 2

新店舗の事業内容

☐ 製造業

☐ 情報通信業

☐ 小売業

☐ 理容業、美容業

☐ 宿泊業、飲食サービス業

☐ その他（

新店舗の開業予定日

年 月 日

新店舗の名称(お店の名前)

営業時間

午前・午後

時 から

午前・午後

時 まで

事業のセールスポイント(他のお店と比較しての優位性などを記載する。)

新店舗の一年間当たりの営業日数の見込み 日程度

※200 日未満は補助対象外(ただし、住宅宿泊事業法の届出を行って民泊を実施する事業者はこの限りではない。)

新店舗の開設に当たり、新たに雇用がある場合はその人数の見込み

正規雇用者 人

アルバイト等 人

※既に市内に店舗(露店、行商、屋台、立ち売りなど固定的な設備がないものも含む。)を構えている方は、新たに正規雇用者(配偶者及び 2 親等以内の親族を除く。)がない場合、この補助金を受けることはできない。

新店舗の開設に当たって必要な許可等(必要なものとその取得の見込み。)

他の補助金

あり

なし

の申請状況

※別途資料の提出を求めることがあります。

ありの場合は下記に記入

実施主体： (国・県・独法等)

補助金名：

補助金額： 実施期間：

本事業との相違点：

交付申請書 別紙 3

必要資金	補助対象経費	(消費税抜き)	(消費税込み)
	設計費	円	円
	土地購入費 (申請者の配偶者及び2親等 以内の親族の土地を除く。)	円	円
	工事費	円	円
	建物購入費	円	円
	備品・設備購入費	円	円
	補助対象経費 小計	円	円
	補助対象外経費		
	消耗品費		円
	パソコン等		円
	印刷費		円
			円
			円
	当面の運転資金		円
	補助対象外経費 小計		円
	合 計		円

※消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費ではない。

※見積書・カタログなど積算根拠がわかる書類を必ず添付すること。

※補助対象外の経費は、必要に応じて字句を修正しても良い。

資金調達の方法 (本補助金交付 までのつなぎ 融資は含めない。)	自己資金	円
	対象融資	円
	その他借入	円
	本補助金	円
	その他補助金(ある場合は必ず記載)	円
		円
	合計(必要資金の合計と一致のこと。)	円
対象融資	金融機関及び支店名	融資担当者氏名
	借入金額	借入日(予定日)

年 月 日

輪島市長

(本人署名又は記名押印のこと)

住 所 (所在地)	〒
氏 名 (会社名及び 代表者職氏名)	⑩

誓 約 書

復興チャレンジ・新規出店応援事業補助金(以下「補助金」という。)の申請に当たり、復興チャレンジ・新規出店応援事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)を確認し、補助金の取消し要件など、要綱の内容を理解していることを誓約いたします。

今回の補助金の申請に当たり、要綱第 3 条第 2 項各号の欠格事項には、いずれも該当していないことを誓約いたします。

補助金の交付後、補助金の取消し事項に該当した場合は、輪島市の指示のとおり、補助金を返還することを誓約いたします。

- 1 補助金の申請に虚偽その他の不正があったとき。
- 2 新店舗の開設から 5 年以内に対象融資を繰上償還し、完済したとき。
- 3 新店舗の開設から 5 年以内に要綱第 2 条第 1 項に規定する事業以外の事業に変更するとき。
- 4 新店舗の開設から 5 年以内に事業を廃止するとき。
- 5 新店舗の開設から 5 年以内に要綱第 3 条第 2 項第 9 号に規定する正規雇用者を継続して雇用できなくなったとき。
- 6 新店舗の備品等を耐用年数内に処分するとき。
- 7 新店舗の開設から 5 年以内に市税を滞納したとき。
- 8 新店舗の営業日数が開業から 5 年以内に 1 年間で 200 日に満たなくなったとき。
- 9 反社会的な活動その他の社会通念に照らして不適当な活動を行ったとき。
- 10 要綱第 7 条第 2 項の規定により付した条件に反したとき。